

虐待防止指針

社会福祉法人安中市社会福祉協議会
【居宅介護支援事業・訪問介護事業・居宅介護事業】
安中市社会福祉協議会

1. 虐待防止の基本的考え方

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、当事業所の基本的な考え方として、この指針を定め、職員が利用者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有します。

2. 虐待の定義（類型）

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

養護者又は利用者の親族が当該利用者の財産を不当に処分すること。その他当利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待・不適切対応の未然防止の取り組み

当事業所の職員は虐待・不適切な対応を未然に防ぐために以下の取り組みを実施します。

（1）虐待（事故や苦情）の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

（2）提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりにかねない不適切支援の改善による介護の質を高めるための取り組み

（3）虐待防止の理解を深める委員会の定期的（おおむね6月に1回以上）開催、

（4）権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を深める研

- 修・教育の実施（年1回以上）
- (5) 新任職員に対する研修・教育の実施
 - (6) 委員会及び研修の記録作成
 - (7) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
 - (8) 利用者の要望等に応じた成年後見制度の利用に関する検討
 - (9) 指針等の定期的な見直しと周知

4. 虐待発生時の対応

(1) 虐待の発見及び通報

①利用者の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は局長及び虐待防止担当者に直ちに報告するとともに局長は速やかに安中市に通報し、速やかに解決につなげる。

②利用者に虐待が疑われる場合には、職員は局長及び虐待防止担当者に速やかに報告しなければならない。局長は委員会を招集し、虐待等の詳細な分析と再発防止に取り組み、速やかに解決につなげなければならない。

(2) 虐待防止に対する職員及び委員会の責務

①虐待は利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

②虐待防止委員会は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに局長に報告し、局長は虐待防止委員会を開催し、速やかに安中市に通報しなければならない。

5. 組織としての取り組み

虐待防止の基本的考え方を実践するために虐待防止委員会を設置します。

委員会の構成員

- ① 局長、総務支援課長、地域福祉課長、松井田支所 支所長より一名以上
- ② 居宅介護支援事業 管理者
- ③ 訪問介護事業 管理者
- ④ 権利擁護担当職員
- ⑤ その他必要と認める者

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者又はその家族等が閲覧できるよう介護事業所内に備え置くとともに、法人のホームページに掲載します。

附則

この指針は令和4年4月1日より施行する。

この指針は令和7年4月1日より施行する。
この指針は令和8年4月1日より施行する。